

周南市地域猫活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の理念の下、飼い主のいない猫を地域住民が地域猫として管理することにより、猫を原因とする生活環境が損なわれている事態を改善することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 所有の意思のある特定の者の管理下にある猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 特定の飼い主のいない地域で放らうしている猫をいう。
- (3) 地域猫 飼い主のいない猫のうち、生活環境の保全及び動物愛護の精神に基づく地域住民の認知の下、餌の管理、ふん尿の始末、不妊去勢手術の実施、猫の識別等の地域のルールに基づき、地域社会と共生する猫をいう。
- (4) 地域猫活動 地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指し、不妊去勢手術を行うなど、新しい飼い主を探し飼い猫にしていくことで、将来飼い主のいない猫をなくしていくことを目的とする活動をいう。
- (5) 地域猫活動団体 複数の地域住民で構成される地域猫活動を行う団体（同一世帯の地域住民のみで構成される団体を除く。）をいう。
- (6) 手術 卵巣のみ若しくは卵巣及び子宮又は精巣を摘出する不妊去勢手術をいう。

(地域猫活動団体の活動内容)

第3条 地域猫活動団体の主な活動内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域猫活動の周知及び浸透に関する事項
- (2) 地域猫活動に関する合意形成に関する事項
- (3) 管理する地域猫の適正な飼養及び苦情処理に関する事項
- (4) 管理する地域猫の不妊去勢手術のための保護に関する事項
- (5) 地域猫の新たな飼い主を探す活動に関する事項
- (6) 飼い猫の適正な飼養についての普及及び啓発に関する事項

(地域猫活動団体への支援)

第4条 市は、地域猫活動団体に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 地域の合意形成への支援
- (2) 地域猫活動に係る啓発資料の提供及び説明

2 市長は、地域猫活動団体の管理する地域猫及び地域猫活動団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、前項の支援を取りやめるものとする。

- (1) 全ての地域猫が死んだとき、又は行方がわからなくなったとき。
- (2) 地域猫活動団体が地域猫活動を取りやめたとき。
- (3) 地域猫活動団体が地域猫を適切に管理していないと市長が判断したとき。

(登録申請等)

第5条 地域猫活動団体は、地域猫活動を行おうとするときは、地域猫活動登録申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 管理する地域猫一覧表（別記様式第2号）
- (2) 地域猫活動団体の構成員の住所、氏名及び電話番号（構成員が4人以上いる場合に限る。）
- (3) 付近の見取図、餌場、トイレの設置場所等の図面

2 前項の申請書は、地域猫の管理数が15匹未満の場合にあつては2人以上、15匹以上の場合にあつては3人以上の連名としなければならない。

3 地域猫活動団体は、地域猫活動の地域に含まれる自治会又は小学校区内に居住し、実際に猫の管理が可能な、世帯の異なる住民が、地域猫の管理数が15匹未満の場合にあつては1人以上、15匹以上の場合にあつては2人以上含まれていなければならない。

(地域猫活動団体の登録)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、次に掲げる要件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは地域猫活動団体の登録をするものとする。ただし、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしていない場合であっても、猫の管理上支障がないと市長が認めた場合は、地域猫活動団体の登録ができるものとする。

- (1) 飼い主のいない猫について、適正に餌の管理及びトイレの設置等のふん尿の始末ができていること。
- (2) 地域猫を管理している者の名前、活動内容、管理している猫の写真等が、自治会の会合や回覧等で周知されていること。
- (3) 飼い猫について、屋内飼育、手術の実施、飼い主の明示並びに終生飼養についての普及及び啓発が地域においてなされていること。
- (4) 地域猫の生息状況の把握がなされていること。

(手術の実施)

第7条 前条の規定により登録された地域猫活動団体（以下「登録地域猫活動団体」という。）は、国立大学法人山口大学共同獣医学部付属動物医療センター（以下「動物医療センター」という。）で不妊去勢手術をしようとするときは、動物医療センターが指定する地域猫不妊措置申込書（以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、内容を確認し、動物医療センターが指定する地域猫不妊措置連絡票に申込書の写しを添えて動物医療センターに送付するとともに、管轄する健康福祉センターに写しを送付する。
- 3 市長は、動物医療センターから受入日時の通知があった場合は、遅延なく登録地域猫活動団体へ受入日時を通知するものとする。
- 4 登録地域猫活動団体は、第1項の申込内容に変更があったとき、又は、申込みを取り下げる場合は、遅延なく口頭又は文書で市長に届け出なければならない。
- 5 第3項の規定により通知を受けたときは、指定された日時に、地域猫を動物医療センターに搬入し、及び引取りに来るものとする。

(活動状況の記録等)

第8条 登録地域猫活動団体は、活動内容（苦情の対応状況を含む。）を活動記録書（別記様式第3号）に記録するものとする。

- 2 登録地域猫活動団体は、市長から報告を求められた場合は地域猫活動報告書（別記様式第4号）に次に掲げる書面を添えて提出するものとする。
 - (1) 活動記録書
 - (2) 餌場、トイレの設置場所等の図面（変更した場合に限る。）
- 3 登録地域猫活動団体は、市長が現地調査を行う場合は、調査に協力するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。